

補償コンサルタント登録申請等をされる皆様へ

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）の平成17年4月1日施行に伴い、個人情報の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

国土交通大臣が、補償コンサルタント登録規程第4条の規定に基づき提出される補償コンサルタントの登録申請書（同規程第4条第3項に基づく登録申請書の添付書類、同規程第7条に基づく現況報告書、同規程第8条に基づく変更等の届出、同規程第9条に基づく登録部門の追加を含む。以下「登録申請書等」という。）により取得する個人情報は次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 登録申請書等の審査事務
2. 補償コンサルタントの登録を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 補償コンサルタント登録規程第14条に基づく登録申請書等の閲覧
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供
 - ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - ②北海道開発局長が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき。
 - ③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき。
 - ④専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供をするとき。
 - ⑤本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
 - ⑥その他提供することについて特別の理由があるときの提供。